

5 年度当初における幼児・児童・生徒の安全指導の徹底について（通知）

年度当初における幼児・児童・生徒の安全指導の徹底について（通知）

令和2年4月3日付2教指企第55号により教育庁指導部
指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及
び都立学校長宛て 通知

このことについては、これまでも格段の御配慮をいただいているところで、幼児・児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができますよう、改めて下記の点に留意し、学校所在地を管轄する警察署・消防署等、関係機関と連携して、各学校・園が幼児・児童・生徒の安全指導を積極的かつ継続的に推進するよう、お願いします。

記

- 1 幼児・児童・生徒一人一人に、危険を予測し、回避する能力を育てるための学校安全計画を整備し、幼児・児童・生徒の安全対応能力の向上を図ること。
 - (1) 「安全教育プログラム（令和2年3月）」に示す「必ず指導する基本的事項」を年間指導計画に位置付けた安全教育を推進する。
 - (2) 「安全教育プログラム」に基づき、朝の会等の一声指導（安全教育プログラム20ページ参照）における「日常的な安全指導」、首都直下地震等を想定した避難訓練等の「定期的な安全指導」、関連教科や特別活動などで単元や学習課題等の特設して行う「教科等における安全学習」を相互に関連させて、意図的・計画的に指導する。
 - (3) 防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」について、安全教育の年間指導計画に位置付け、計画的かつ系統的に活用を図り、児童・生徒に「自助」や「共助」の心を育てるとともに、災害時に必要な知識や技能を身に付ける学習を推進する。
 - (4) 「東京マイ・タイムライン」を活用し、児童・生徒が天候の状況等を見極め、適切な避難行動がとれるよう、児童・生徒とその家族等が、風水害に対して万全な備えができるようにするため、各家庭での作成に向けた事前指導が行われるよう周知・啓発を図る。
 - (5) 地震が発生した際の安全行動について確認するとともに、特に登下校時や外出時といった教職員の指示が及ばない場面で地震が発生した際に、児童・生徒が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう指導する。
 - (6) 横断歩道を通行するときには、ドライバーと視線を合わせ（アイコンタクト）、青信号であっても左右を確認して車が止まったことを確認してから進行するなど、横断歩道の安全な通行について指導すること。
 - (7) 地域や社会で起こる犯罪や危険について理解し、「いかのおすし」（安全教育プログラム12ページ参照）の約束を確認するなど安全に行動できるように指導すること。
- 2 全教職員による共通理解や役割分担の徹底を図るなど、教職員の安全対応能力の向上を図るための取組を計画的に実施すること。
 - (1) 施設設備の安全点検、幼児・児童・生徒に対する通学を含めた学校生活やその他の日常生活における安全に関する指導及び教職員に対する研修等について、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、「学校保健安全法」（平成28年4月1日施行）第27条に定められた「学校安全計画」に関する全体計画及び年間指導計画を毎年改訂し、これを実施する。
 - (2) 年度当初に当たり、自校の「学校危機管理に関するマニュアル」を見直すとともに、防犯カメラ、「学校110番」非常通報装置を活用した防犯訓練等を年度当初に計画・実施する。
 - (3) 首都直下地震等に備え、「避難訓練の手引」（平成25年3月 東京都教育委員会）を参考にして、幼児・児童・生徒や地域の実態に応じ、様々な想定場面や設定時間等を工夫した避難訓練を、原則として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校においては年間11回以上、高等学校及び中等教育学校後期課程においては年間4回以上実施するとともに、実施後に必ず振り返りを行い、改善を図る。
 （参考）平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」
 - (4) 「各区市町村地域防災計画において浸水想定区域内の要配慮者利用施設として区市町村から指定された場合は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な訓練の計画の作成及び訓練を実施しなければならない」旨が水防法第15条の3（平成29年6月19日施行）により義務付けられていることから、区市町村の最新の地域防災計画を確認し、該当する場合は、台風、集中豪雨又は大雨を想定した訓練を年度内に確実に実施する。なお、洪水時等の避難訓練については、「安全教育プログラム（令和2年3月）」の83ページを参照すること。
- 3 学校と地域、家庭が一体となった安全体制の構築及び徹底を図ること。
 - (1) 通学路及び学校周辺の危険箇所等を、防犯、交通安全、地震災害の観点から点検し、その結果について保護者会や学校便りなどで周知徹底し、発達の段階に応じて保護者と協力して家庭での指導を依頼する。
 - (2) 児童・生徒の保護者に、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、「未成年者が自転車を利用するときには、その保護者に自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられたこと」や「自転車利用者にヘルメットを着用させる努力義務が規定されていること」を周知する。
 - (3) 下校後の交通事故防止に関して、地域の危険な場所（交通量の多い場所・見通しの悪い場所）では、安全を確保する旨の幼児・児童・生徒に向けた声掛けなどについて、学校運営連絡協議会や町会等に対して、警察と連携して行っていただくよう協力を依頼する。

6 学校の理科実験等における事故防止について (通知)

学校の理科実験等における事故防止について (通知)

平成26年10月8日付26教指企第843号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 通知

日頃から、実験等における事故防止について御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、小学校第6学年の水溶液の性質の実験等、水素が発生する場合には、火気を絶対に近付けないことや、換気を十分に行うことなど、安全管理には十分配慮する必要があります。

しかしながら、都内公立小学校において、教職員が塩酸とアルミニウムを反応させて発生した水素に直接火気を近づけたため、水素に引火して発生装置が破裂し児童が負傷する事故がありました。

貴職におかれましては、下記により、理科実験等における事故防止の徹底に努められるよう、各学校へ指導願います。

記

1 薬品の性質を踏まえた適切な学習指導の実施

- (1) 小学校の理科実験においては、補集した水素に点火する操作は、児童はもちろんのこと、教師の演示でも行うてはいけないことを徹底する。
- (2) 年間・単元・週ごとの指導計画に加え、実験の指導計画を立てる際には、指導内容や使用する試薬の量・器具の準備など、事故防止の観点に立った十分な検討を行う。特に、水素が発生する実験を行う際には、薬品の濃度、量、器具の選定には十分注意する。
- (3) 実験の指導に当たっては、複数の教員による予備実験を行うなど、準備及び安全確認を十分に行う。
- (4) 毒物又は劇物等危険を伴う薬品を扱う際には、保護眼鏡、白衣等の着用をはじめ、服装等について十分配慮する。

2 実験等における安全確保の徹底

- (1) 教員は、指導する観察、実験についての十分な知識を身に付けるとともに、万全な安全対策を講じるなど、周到な配慮をする。
- (2) 実験時には、児童・生徒の発達段階を考慮し、指導の目標や内容に応じて、安全を確保する能力・態度が育つように指導する。

3 薬品及び実験器具等の保管・管理の徹底

- (1) 理科実験室・準備室等の管理には細心の注意を払うとともに、器具や薬品類の保管と廃棄には万全を期すなど、実験を行うための環境を整備する。
- (2) 常に整理整頓を心がけ、事故の未然防止に十分配慮し、危険の要因をあらかじめ除去する。